

厚木市公告

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

平成30年 2月21日

厚木市長 小林 常良

1 競争入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを要します。この場合において、(1)イ以外の要件については、競争参加資格確認申請期限から落札決定までの間について、満たしていることを要します。

(1) 各物品調達に共通する事項

ア 当該物品調達案件に係る業種について厚木市の競争入札参加資格を有することを市長が認定した者又はその者の営業を継承していると認められる者であること。

イ 当該調達案件に係る入札説明書を入手した者であること。

ウ 入札金額に対応した積算内訳書を提出できる者であること。

エ 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止期間中の者でないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

ケ 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

コ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

(2) 案件別事項

調達案件概要書に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

競争入札参加希望者は、かながわ電子入札共同システムにより、調達案件概要書に記載した期限までに、競争参加資格確認申請を行ってください。なお、申請の結果については、調達案件概要書に記載した期限までに、競争参加資格確認通知書により資格の有無を通知します。

3 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者の苦情の申立て

(1) 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して2日以内にかながわ電子入札共同システムを利用して説明を求めることができます。

(2) (1)による説明要求に対しては、説明要求ができる期間の末日から起算して5日以内に回答します。

(3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより、苦情を申し立てることができます。

(4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。

(5) 説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

4 入札書の提出等

- (1) 入札書は、かながわ電子入札共同システムにより、調達案件概要書に記載した期限までに提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。**
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内で入札がない場合は、予定価格を事前公表したときを除き、かながわ電子入札共同システムにより通知の上、再度入札を1回行います。ただし、再度入札を行う場合において、1回目の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者については、再度入札に参加することは、できません。
- (4) 次に掲げる入札は、無効とします。
 - ア 競争入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 契約締結前に当該入札に係る談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (5) 次に掲げる入札者は、当該入札について失格とします。
 - ア 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額により入札を行った入札者
 - イ 2回目の入札において、1回目の最低入札金額を超える入札を行った入札者
 - ウ 入札説明書に記載した参考規格と同等品であることの承認を得ないで入札を行った入札者
 - エ 7による書類を提出しない入札者

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除します。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している場合。なお、取扱いについては、厚木市ホームページの「入札・契約」に掲載している「契約保証金免除の取扱いについて」によることとします。
 - ウ 当該調達物品（印刷物を除く。）に係るメーカー、販売代理店等からの引受証明書を提出した場合

6 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）について競争入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に当該業者を落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効又は入札者を失格とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。さらに、その入札を無効又は入札者を失格とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。
- (2) 落札候補者が2者以上である場合は、かながわ電子入札共同システムによるくじ引きを行い、資格要件を確認後に落札者を決定します。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

7 落札候補者の提出書類

- (1) 開札後、落札候補者は、内訳書及び誓約書を契約検査課に提出してください。内訳書は、ファックス、メール又は窓口を持参し提出してください。誓約書は、窓口を持参し提出してください。
- (2) 落札候補者には、次に掲げる書類の提出を求めることがあります。

- ア 製造・販売許可等の業種に係る資格を証明できる書類の写し
- イ 厚木市の発注した案件を優先的に記載した契約実績
- ウ 検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の実績を確認できる書類
- エ その他指示する書類

(3) 提出期限は、開札日翌開庁日の正午までとします。提出期限までに提出されない場合には、当該落札候補者は失格となりますので注意してください。

8 入札が無効とされた落札候補者の苦情の申立て

- (1) 入札が無効とされた落札候補者は、落札者決定通知書を受領した日から起算して7日以内に苦情申立書を契約検査課に持参することにより説明を求めることができます。
- (2) (1)による説明要求に対しては、受理した日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより苦情を申し立てることができます。
- (4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

9 その他

- (1) 契約書の作成を要します。この場合において、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失います。
- (4) 落札者が契約締結までに競争入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、当該落札は効力を失います。
- (5) 議決を要する契約の成立要件
厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条（予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約）及び第3条（予定価格が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れに係る契約）の規定に該当する契約は、議会の議決を要します。この場合において、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく参加資格の制限又は厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。
- (6) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (7) かながわ電子入札共同システムに障害が発生した場合は、入札を延期し、又は中止することがあります。
- (8) 前各号に定めるもののほか、厚木市契約規則及び厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程の定めるところによります。

このページは空白です。

調達案件概要書

契約番号		4 2 9 3 0 0 0 5 4 1
件名		一重食缶ほか
納品場所		入札説明書のとおり
調達概要		入札説明書のとおり
業種		業務用厨房機器類
納期		入札説明書のとおり
最低制限価格		なし
競争入札参加資格	登録業種	業務用厨房機器類
	販売・営業・製造等許可	業種に係る資格を有すること。
	所在地等	厚木市内に本店（主たる事業所）があること。
	納品実績等	次のいずれかの実績（業種が「その他の物品」の場合は、本案件の調達物品と同一又は同等品であること）を有すること又は当該調達物品（印刷物を除く。）に係るメーカー、販売代理店等からの引受証明書が提出できることとします。 1 過去3年の間（平成26年4月1日以降）に登録業種と同業種の納品実績が2件以上あること。 2 過去6年の間（平成23年4月1日以降）に登録業種と同業種の納品実績のうち、800,000円以上の実績が1件以上あること。 ※納品実績は、官公庁又は民間事業者への納品実績とし、引き渡しが完了していることとします。
	その他	なし
入札の参加方法		かながわ電子入札共同システムを使用し、競争参加資格確認申請書を提出してください。 その提出時には、納品実績確認のため、契約書の写し等（件名及び金額並びに双方の捺印のある箇所）を添付してください。 また、引受証明書を提出する場合には、競争参加資格確認申請期間内に到達するよう窓口への持参又は郵送により提出ください。 なお、平成29年度に実施した同業種の入札案件において、上記の競争入札参加資格の納品実績等「1」の納品実績を提出した場合又は厚木市が納品実績を確認できる場合は、添付の必要はありません。
競争参加資格確認申請期間		平成30年 2月21日(水) 9時から 平成30年 2月28日(水) 15時まで
競争参加資格確認通知 （入札参加資格の決定）		平成30年 3月 2日(金) 17時までに通知します。 資格有の確認通知を受けた者は、入札書を提出することができます。
入札説明書の入手方法		入札説明書は、厚木市のホームページの「入札・契約」＞「物件供給」＞「一般競争入札」から入手してください。 掲載期間 平成30年 2月21日(水) 9時から 平成30年 3月 2日(金) 17時まで
上記の入札説明書のほか見本となる物品（印刷物を含む。）の有無		見本の有無（※■が該当します。） □有〔契約検査課で、□見本の確認 □見本の貸与（返却要）〕 ■無

質問の方法	1 仕様等に関する質問又は同等品の承認申請は、平成30年 2月28日(水) 15時までに、かながわ電子入札共同システムの説明要求機能を利用し、指定書式の質疑書により提出してください。 2 質問(同等品の承認申請含む。)は、1回のみ受け付けます。再質問はできません。 3 同等品の承認申請の場合は、質疑書とともに、仕様が分かるカタログ等を添付してください。 4 質問日から回答までの目安は、質問日から起算して3日後です。 5 質問回答は、電子入札システムの説明要求機能を利用し、回答します。質問をしなかった方も、入札前に確認してください。
入札方法	かながわ電子入札共同システムを使用してください。
入札書受付期間	平成30年 3月 5日(月) 9時から 平成30年 3月 6日(火) 16時まで
入札保証金	免除
契約保証金	要
前払金	なし
部分払金	なし
かし担保	なし
開札日時	平成30年 3月 7日(水) 9時00分以降
落札決定通知日時	平成30年 3月 8日(木) 15時以降
再入札の場合の入札書提出締切日時	平成30年 3月 8日(木) 15時
その他	パソコンの不具合等により、かながわ電子入札共同システムが利用できない場合は、各締切日時までに紙入札承認願等の事務手続を行ってください。また、できる限り速やかに契約検査課へ連絡してください。
入札担当部署	厚木市総務部 契約検査課 物品契約係 電話 046-225-2171 FAX 046-223-4058 メールアドレス 0700buppin@city.atsugi.kanagawa.jp